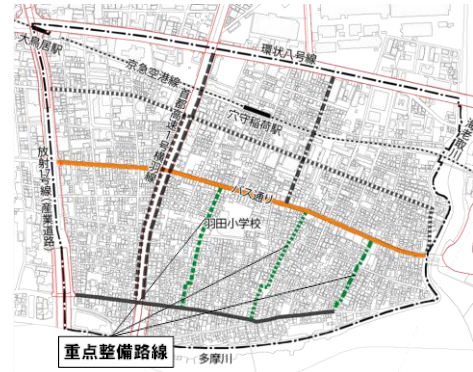


重点整備路線沿道で建築をご検討の方へ

## 地区計画で定める「壁面の位置の制限」について

現在、大田区では災害時の延焼防止、避難路の確保に重要な役割を果たす重点整備路線（計画幅員6m）の拡幅整備を進めています。

道路拡幅予定部分については、地区計画により、下記のとおり「壁面の位置の制限」が定められています。



### 壁面の位置の制限（抜粋）

“計画道路中心からの距離を3.0m以上としなければならない。”

（羽田地区防災街区整備地区計画より）

#### ○計画道路中心について

当課にて確認できますので、事前にご相談下さいますようお願いいたします。

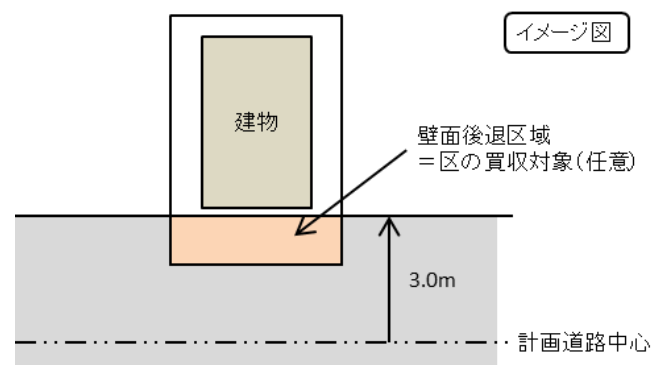
#### ○道路拡幅整備にご協力ください

重点整備路線沿道の方には、平成26年度より、ご協力いただける方から道路用地をお譲りいただいております。

ご協力いただくと際に生じる損失については、補償させていただく場合があります。

この機会に拡幅整備へのご協力もあわせてお願い致します。

※原則、建築後の道路用地の提供には応じられません。



お問合せ・ご連絡先

大田区防災まちづくり課 市街地整備担当

電話 03-5744-1338 FAX 03-5744-1526

E-mail : boumachi@city.ota.tokyo.jp